



第2業務対象年間がスタートしました！

「肉用牛肥育経営安定交付金制度」

(第2業務対象年間：令和4年4月1日～令和7年3月31日)

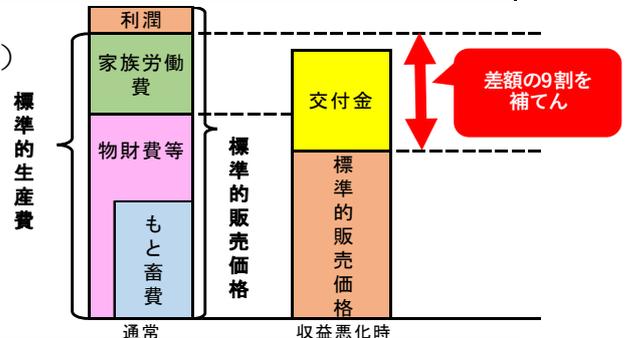
1 ポイントと交付金発動の仕組みについて

ポイント

- ・ 法律に基づいた制度
- ・ 3年に1度の無事戻し(残高がある場合)
- ・ 肉専用種は「ブロック別(九州)算定」
交雑種と乳用種は「全国算定」

交付金

- ・ 肉用牛1頭当たりの「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に、**差額の9割を交付**
- ・ 交付割合は
生産者：機構(国) = 1：3が基本



2 登録生産者について

- ・ 肥育経営を営んでいること
- ・ 「要件審査申請書」を提出すること(3年ごとに提出)
- ・ 登録内容に変更があった場合(代表者の変更、法人化、経営継承、農場追加等)登録内容の変更手続きをとること

3 令和4年度 生産者負担金単価について (宮崎県)

品種	請求月齢	肉用牛1頭当たりの負担金単価	負担金内訳	
			生産者	宮崎県(助成)
肉専用種	満25ヶ月齢	19,000円	17,900円	1,100円
交雑種	満22ヶ月齢	19,000円	18,600円	400円
乳用種	満18ヶ月齢	19,000円	18,400円	600円

4 個体登録申込について

- ・ 登録申込は生後6ヶ月から14ヶ月に達する日までにすること
- ・ 登録申込者の牛である証拠書類があること(購入伝票等)
- ・ 登録内容に変更があった場合は、速やかに連絡すること
- ・ トレサの転入報告がなされていること



5 交付対象牛について

- ・ 生後17ヶ月に達するまで肥育されていること
- ・ 8ヶ月以上連続した期間、宮崎県内で肥育されていること
- ・ 生産者負担金が納付されていること
- ・ 販売があった翌月15日までに販売報告が完了していること
- ・ 販売の証拠書類があること(販売伝票等)
- ・ トレサの転出報告がなされていること



6 交付対象とならない牛について

- ・ 全廃棄牛(枝肉0円)、現金で売買した牛(金融機関を通すこと)
- ・ 繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛(種付け含む)
- ・ 繁殖供用牛で交付金を受け取った場合、受け取った交付金は返還

